

令和2年度札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査業務 質問・回答

No	回答日	質問	回答
1	10月16日 (金)	仕様書4業務の概要(1)ア 調査方法について 「調査票の回収率を上げるため、インターネットを用いた回答手段を併用すること」の記載について、インターネットとは何か指定のホーム等ありますか。	インターネットを用いた回答が可能なアンケートフォームについて、指定はありませんが、調査対象の方が回答しやすいようにレイアウト等に配慮していただくとともに、仕様書4業務の概要(2)回答内容のデータ入力、集計及び各種図表作成に支障のないよう体裁を整えていただきます。
2	10月16日 (金)	仕様書 4業務の概要(1)ウ 調査票等の作成について 依頼文は調査票の表紙として1つの冊子にまとめてよいでしょうか。別々の書類として用意する必要がありますか。	依頼文は、調査票の表紙として1つの冊子にまとめていただいて構いません。
3	10月16日 (金)	仕様書 4業務の概要(1)ウ 調査票等の作成について 3種類の調査票それぞれについて、自由回答設問は何問ありますか。	自由回答設問（選択肢を設けない設問）は、札幌市内の子ども（0～5歳）がいる世帯向けの調査票のみ、1～2問を予定しています。
4	10月16日 (金)	仕様書 4業務の概要(1)エ 調査票の作成について 「返信された封筒は随時受託者へ引き渡す」とあるが、返信先は札幌市子ども未来局という認識でよいでしょうか。	調査票の返信先は、札幌市子ども未来局（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階）を想定しています。

No	回答日	質問	回答
5	10月16日 (金)	仕様書 4業務の概要(1)エ 調査票の発送と回収について 受託者への引き渡し方法を具体的に教えてください。	札幌市子ども未来局に到着した調査票は開封せずに委託者が一時保管しますので、週2回程度、委託者が指定する場所へ受け取りにきていただきます。
6	10月16日 (金)	仕様書 4業務の概要(1)エ 調査票の発送と回収について 督促を前提とした想定回収率でしょうか。 また、督促をする場合、はがきでの督促でよいでしょうか。	発送した調査票の回答が得られなかった方への督促は行いません。
7	10月16日 (金)	仕様書4業務の概要(1)エ 調査票の発送と回収について (ウ)に記載の『大人用』に該当するのは「イ 調査対象」(ア)であり、『子ども用』に該当するのは「イ 調査対象」の(イ)(ウ)の認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	10月16日 (金)	仕様書 4業務の概要(2) 回答内容のデータ入力、集計及び各種図表作成について 調査票回収数1,900枚の中にインターネットでの回答も含まれますか。回収数1,900枚の中にインターネットでの回答も含まれない場合、インターネットでの回収数はどれくらいを想定していますか。	郵送による回答約1,900枚(見込数量)に加えてインターネットによる回答件数が最終的な集計件数になるものと想定しています。平成30年度に実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」において、対象世帯のうち約6%からインターネットによる回答をいただきましたので、今回も同様に考え、回答は180件ほど、最終的な回答件数は合計2,080件ほどを見込んでいます。

No	回答日	質問	回答
9	10月16日 (金)	仕様書 5 提出成果物の作成について 過去の類似案件の報告書を編集可能なファイル形式でいただけますか。	過去の類似案件については、次の調査の調査票を参考にしてください。なお、編集可能なファイル形式での提供はできませんのでご了承ください。 ・札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査（平成30年度） ・札幌市子どもに関する実態・意識調査（平成30年度）
10	10月16日 (金)	契約書 役務契約約款第5条第1項（再委託の禁止）について 「役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。」と記載されていますが、調査票・封筒の印刷やデータ入力業務、インターネットフォームの開設等に関して、外部委託は認められるでしょうか。	基本的には、約款のとおり、役務の全部若しくは一部を第三者に委託することはできませんが、委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありませんので、あらかじめ委託者にご相談いただきます。